

化学物質等安全データシート

【製品名】ニューハンPP (SPパック全サイズ共通)

SP	—	209	210	211	212	213	215			
		01	02	03	04	05	11	12		
		2511	2512	2513	2514	2515				
		3012	3013	3014	3015	3016	3017	3018	3019	3020

1.会社情報

会社名

相模ゴム工業株式会社
住所：神奈川県厚木市元町2-1
担当部門：プラスチック製造本部 静岡工場 品質保証兼務
担当部門住所：〒425-0054 静岡県焼津市一色159-1
担当者：鈴木 克彦
電話番号：054-624-0517
FAX番号：054-624-1086

2.危険・有害性の要約

化学品のGHS分類

分類基準に該当しない。

GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険有害性

危険性

常温の取扱いでは特に危険性はない。
製袋及び成形加工時は、高温のため、分解ガスが発生する可能性もあるので
注意を要す。

有害性

生理学的に不活性であり、人体への特別な毒性作用はない。

環境影響

野外に漏出した場合、海洋生物、鳥類等の動物が飲み込み窒息する可能性
があるので、廃棄や漏出には注意を要す。

3.組成・成分情報

単一製品・混合物の区分

単一製品

化学物質名

ポリプロピレン

成分(主成分)

エチレン・プロピレン共重合体

化学式

 $(C_2H_4)_m \cdot (C_3H_6)_n$

官報公示整理番号(安衛法・化審法)

エチレン・プロピレン共重合体 (6)-10

CAS.No.

エチレン・プロピレン共重合体 9010-79-1

4.応急処置

目に入った場合

大量の冷水で充分洗眼後、医師の診断を受ける。
溶融樹脂が付いた場合は、素早く大量の水で冷やす。

皮膚についた場合

火傷の程度により医師の診断を受ける。

吸入した場合

新鮮な空気の場所に移動し、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合

直ちに吐き出させる。多量に飲み込んだ場合は、医師の診断を受ける。

5.火災時の処置

消火方法

消火活動時は保護具着用のこと

消火剤

水、二酸化炭素、ドライケミカル、泡消火剤

6.漏出時の処置
人体に対する注意

フィルムは、透明の為、床では発見が遅れ足を滑らせ転倒の原因になる可能性があるため、掃き集めたり、真空中で吸い取り、容器に回収する。

環境に対する注意

公共用水域や野外に漏出させないこと。

7.取扱い及び管理上の注意

取扱い上の注意

水分、湿気、強酸化剤、日光、熱源、火源との接触、暴露は、厳禁。

保管上の注意

高温多湿を避けて、直射日光が当たらない冷暗所にて保管のこと。

8.暴露防止及び保護措置

設備対策

溶融溶着加工時には分解ガス、蒸気、ミストが発生する可能性があるため作業環境の換気を十分に行い、局所排気装置を設置する。

許容濃度

日本産業衛生学会、ACGIH:設定されていない。

保護具

溶融着加工時は、高温になるので、長袖作業衣、手袋を着用し、火傷に注意する。

9.物理的及び化学的性質

外観

無色透明チューブフィルム

融点

135℃～170℃

密度

0.9(g/cm³)

溶解度

水に不溶

発火点

440℃以上

10.安定性及び反応性

安定性

常温では安定。400℃以上の高温に置いて分解し、炭化水素及び酸化物を生成する。

反応性

水との反応性、自己反応性、爆発性は、なし。

可燃性

あり(消防法の指定可燃物)

燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素及びその酸化物を生成する。

11.有害性情報

発がん性

IARCの発がん性区分でグループ3
(人に対する発がん性については、分類出来ない)

急性毒性、慢性毒性

なし(文献による)

変異原性、生殖・発生毒性、感作性、刺激性

特に知見なし

12.環境影響情報

分解性、蓄積性、魚毒性

特に知見なし

野外に漏出した場合、海洋生物、鳥類等の動物が飲み込み窒息する可能性があるため、廃棄や漏出には注意を要す。

13.廃棄上の注意

「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に従って焼却又は埋め立てを行う。

地方自治体の規制がある場合は、それに従うこと。

14.輸送上の注意

水濡れ、異物混入及び荷崩れ防止措置を行う。
クラフト外装を傷つけたり、破袋させるような乱暴な取扱い は 厳禁。

15.適用法令

消防法	指定可燃物(合成樹脂類3,000kg)
廃棄	廃棄物処理及び清掃に関する法律:該当しない
化学物質排出把握管理促進法	該当しない
安衛法	該当しない
毒劇物取締法	該当しない
食衛法	第370号に準拠

16.その他の情報

参考文献
JIS Z 7253:2019
GHSガイドライン:2019年6月(一般社団法人 日本化学工業協会)
*3項の化学物質・混合の区別は、GHS対応ガイドラインの「添加剤を加えてある単一の高分子製品も『化学物質』として扱う」に従って「化学物質」に区分してます。

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。
なお、記載事項は通常の取扱いを対象にしたものですので、特別な取扱いをする場合には、その用途・用法に適した安全対策を実施の上でお取り扱いください。
食品衛生法、薬機法など各種用途規制への適合性は、別途お問い合わせください。
また、輸出の際は輸出先において届出等が必要になることがありますので、調査の上とりすすめをお願い致します。不明点がある場合はお問い合わせください。